

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書のうち、「決定期間延長通知書」について延長する理由を記載した文書を部分開示とした決定は妥当であるが、延長後の決定期間を具体的に算出した根拠を記載している文書については、対象文書を特定した上で開示決定等を行うべきである。

## 第 2 異議申立てに至る経緯

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 15 年 12 月 9 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、平成 15 年 11 月 25 日付け東広建竹第 215 号の「決定期間延長通知書」について延長する理由並びに延長後の決定期間（H15. 12. 15）を具体的に算出した根拠を記載している文書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、平成 15 年 11 月 25 日付け東広建竹第 215 号に係る起案文書（以下「本件対象文書」という。）について、条例第 10 条第 2 号本文に該当する情報を不開示とする行政文書部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成 15 年 12 月 24 日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 16 年 1 月 5 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成 15 年 12 月 24 日付け東広建竹第 281 号による行政文書開示決定通知書は、請求書に記載されている開示請求の内容（趣旨）を一方的に、かつ、自ら都合のよい内容に書き換えた上で、部分開示されたものであり、不適法な処分である。
- (2) 上記のとおり、竹原支局は開示請求の趣旨を自らに都合のよい内容に置き換えて、一方的に部分開示の決定をしたものであることから、開示請求書に記載したとおり、延長する理由並びに延長後の決定期間（平成 15 年 12 月 15 日）を具体的に算出した根拠を記載している文書を速やかに開示するよう要求する。

- (3) 理由説明書では、延長後の決定期間（平成 15 年 12 月 15 日）を具体的に特定した根拠がまったく説明されていない。
- (4) 平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号による不許可処分の理由として竹原支局が公文書に明記したのは、「近くに橋があり、進入路もあることから橋の設置については、必要不可欠性が認められない。単に利便性が向上するなどの理由では、許可できない。」というものである。しかし、当該理由は所轄部署の支局長が捏造した法的根拠のまったくない著しい裁量権の濫用によるものであり、再審査庁である国土交通大臣は、平成 18 年 8 月 22 日付け国河政第 225 号の裁決書をもって、違法な処分であった「平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号による不許可処分」を取消す旨の裁決を行った。
- (5) 今回の決定期間（平成 15 年 12 月 15 日）を特定することも、担当者の裁量（気持ち）で決めたものであり、決定期間の期限となる日を特定するための算出根拠は不要であるという態度は、上記の不許可処分と同様のものである。

#### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件異議申立てに至る経緯

###### (1) 平成 15 年 11 月 10 日付け開示請求

（異議申立人からは、同日付けで他に 10 件の開示請求が竹原支局宛てに併せてなされている。）

平成 15 年 11 月 25 日付け（東広建竹第 215 号）決定期間延長通知（※）

平成 15 年 11 月 25 日付け（東広建竹第 216 号）不存在通知

平成 15 年 12 月 15 日付け（東広建竹第 241 号）部分開示決定通知

平成 15 年 12 月 21 日付け異議申立て

###### (2) 平成 15 年 12 月 8 日付け開示請求（対象は上記の（※））

平成 15 年 12 月 24 日付け（東広建竹第 281 号）部分開示決定通知（本件処分）

平成 16 年 1 月 5 日付け本件異議申立て

##### 2 上記経過の概要について

- (1) 「吉名町東条と記載のある工事場所で底張コンクリート工を実施した背景及び法的根拠並びに竹原支局管内での同様の工事内容を実施した場所の有無について」の開示請求が平成 15 年 11 月 10 日付けであり、

ア 「底張コンクリート工を実施した箇所の工事図面」については、開示決定期間を延長する旨の通知（以下「本件延長通知」という。）を行った後、個人情報が含まれているために部分開示とする旨を明記して、該当する行政文書の開示を行い、

イ 「竹原支局が、吉名町東条と記載のある工事場所において、当該底張コンクリート工を実施した背景及び法的根拠」については、該当する行政文書を保有していないため不存在通知を行ったところ、

ウ 上記不存在通知に対する異議申立てがなされた。

- (2) 本件延長通知に対し、延長理由及び延長期間の算出根拠についての開示請求が平

成 15 年 12 月 8 日付けであり、  
ア 本件延長通知に係る稟議書を行政文書として特定し、本件処分を行ったところ、  
イ 「開示請求の趣旨を、自らに都合のよい内容に置き換えて、一方的に部分開示がなされた」という理由で本件異議申立てがなされた。

### 3 行政文書の特定について

本件延長通知に係る稟議書には決定期間延長の理由として「工事件数が大量で開示文書の特定に時間を要するため」との記載がなされていることにより、当該稟議書を開示請求の対象として特定し、開示請求人（異議申立人）の個人情報に関する記載箇所については条例第 10 条第 2 号の規定に該当する情報であるため不開示とした。

異議申立人は、この理由とは別に延長後の決定期間を具体的に算出した根拠を要求しているが、決定期間を延長する際には、開示文書の特定に要する時間や文書量のほか、同時期における当該部署の業務量等を踏まえ、必要最小限と考えられるおおよその期間を予測し、事務処理上の目標として決定期間を設定するのであり、文書量等が確定する前からその処理にかかる時間を具体的に算出することはしない。本件延長通知に際しても、特定した開示文書に記載されている延長理由も然ることながら、上記 1（1）の開示請求時の状況も勘案し、条例第 8 条第 2 項の規定により決定期間を延長したものである。

よって、異議申立人の要求する算出根拠が存在しうるものではない。

以上のことから、条例第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定により行政文書部分開示をした本件処分は妥当である。

## 第 5 審査会の判断

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成 15 年 11 月 25 日付け東広建竹第 215 号の「決定期間延長通知書」について延長する理由及び延長後の決定期間を具体的に算出した根拠を記載している文書であり、実施機関は、二つのうち延長する理由について、条例第 10 条第 2 号本文に該当する情報を不開示として、部分開示の決定を行ったものである。

### 2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、実施機関が、開示請求を行った行政文書の内容（趣旨）を一方的に、かつ、自らに都合のよい内容に変え、部分開示決定を行っていると主張する。

これに対し、実施機関は、理由説明書で「本件延長通知に係る稟議書には決定期間延長の理由として『工事件数が大量で開示文書の特定に時間を要するため』との記載がなされていることにより、当該稟議書を開示請求の対象として特定し」、また、「異議申立人の要求する算出根拠が存在しうるものではない。」ことから、「行政文書部分開示をした本件処分は妥当である。」と述べている。

本件対象文書について、開示請求人（異議申立人）の氏名・住所を条例第 10 条第 2 号の規定に該当する情報であるとし、不開示としたことについては争いがなから、文書特定の妥当性について検討する。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、平成15年11月25日付け東広建竹第215号の「決定期間延長通知書」における延長する理由を、「工事件数が大量で開示文書の特定に時間を要するため」との記載があることから、延長する理由について、本件対象文書を特定した実施機関の判断は妥当であることが認められる。

しかしながら、延長期間を具体的に算出した根拠については、記載が見受けられなかったことから、本件対象文書が「延長後の決定期間（H15.12.15）を具体的に算出した根拠を記載している文書」とは言えない。

このことから、延長後の決定期間を具体的に算出した根拠を記載している文書については、対象文書を特定した上で開示決定等を行うべきである。

### **3 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 2. 1	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 2. 19	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 5. 1	・ 異議申立人から意見書を収受した。
19. 5. 2	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 9. 18 (平成 24 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 10. 18 (平成 24 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授